

幼稚園保護者 各位

新宿区教育委員会事務局

学校運営課長 広瀬 岳平

(公印省略)

施設等利用費の交付手続きについて（依頼）

幼児教育・保育の無償化に基づき、幼稚園保護者の皆さまに令和3年4月分から令和3年9月分までの施設等利用費の給付（無償化に対応した給付）について、下記のとおりご案内させていただきます。手続きに漏れが無いように内容のご確認をお願いします。

記

1 今回給付される施設等利用費の対象期間

令和3年4月から令和3年9月まで

2 施設等利用費の交付手続きについて

以下の手順に沿ってお手続きください。

手順1

「施設等利用費交付請求書」を作成してください。

作成にあたっては、別紙「施設等利用費交付請求書」【作成例】を、必ず確認してください。

手順2

作成した「施設等利用費交付請求書」(*)を、令和3年10月6日(水)までにお子さんが在籍する幼稚園に提出してください。

お子さんが幼稚園を退園するなどの理由により、幼稚園へ期限内の提出が難しい場合には、新宿区学校運営課幼稚園係（住所裏面下部参照）に郵送でご提出ください。

※ 「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の内、お子さんが在籍する幼稚園以外に、認可外保育施設、一時保育及び病児・病後児保育をご利用されている方は、無償化の対象になる場合があります。（詳細は項目4(3)を参照）ご自身でご利用施設に「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」の作成を依頼し、受け取ってください。「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」の様式は本通知と一緒にお配りしています。

受け取った「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」は、上記手順2で説明した提出物に合わせて園へご提出ください。

3 施設等利用費の入金時期

令和3年11月中の入金を予定しています。

ただし、園への提出締切である令和3年10月6日を過ぎてから書類の提出があった場合は、入金時期は12月以降にずれ込むことがあります。

4 施設等利用費の制度説明について

(1) 幼稚園の保育料

お子さんが在籍する幼稚園はすでに保育料が無料となっているため、施設等利用費の給付の対象ではありません。

(2) 預かり保育の利用料に対する補助について

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方については、幼稚園の預かり保育の利用料に対し月額1万1,300円、日額450円を上限に補助します。

【参考：預かり保育の利用料に対する補助金額の算出について】

月ごとに以下のアとイを比較し、低い方の金額が補助金額となります。

ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額

イ 預かり保育を利用した日数×450円

例：月に預かり保育を15日利用し、その利用料として9,000円を支払った場合

ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額→9,000円

イ 預かり保育を利用した日数×450円→15日×450円=6,750円

⇒アとイを比較して低い金額となる6,750円が補助金額となります。

(3) 認可外保育施設等の利用

「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方で、在籍している幼稚園で預かり保育の提供時間が少ない場合（平日の預かり保育の提供時間が教育時間を含め8時間未満または年間提供日数が200日未満）は、認可外保育施設等の利用料も補助対象になります。幼稚園の外に認可外保育施設等を利用した場合、補助対象となるかは各幼稚園に確認してください。この場合の補助金額は1万1,300円から幼稚園の預かり保育利用料を差し引いた額になります。

【問合せ先】〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（区役所第一分庁舎4階2番窓口）

電話 03-5273-3103（直通） FAX03-5273-3580